

神奈川県監査委員公表第 13 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 29 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 10 月 9 日神奈川県監査委員公表第 12 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会及び公安委員会を除く 2 か所（既報告の 10 か所を除く。）に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
農水産部水産課	令和 6 年 8 月 16 日（令和 6 年 6 月 21 日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、相模原市に対する普通財産（下水道事業に係る水準点、0.72 m ² ）の貸付けに当たり、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める無償貸付けの対象とならないにもかかわらず、貸付料を無償としていた。これにより、令和 5 年度の使用料 1 件、240 円が徴収不足であった。	不適切事項については、平成 25 年度に相模原市の下水道事業に地方公営企業法が適用されたことで普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の対象外になり、有償貸付けに切り替えなければならないことを担当者が失念していたことによるものであり、使用料の徴収不足分については、令和 7 年 3 月 3 日に平成 25 年度から令和 6 年度分までの計 2,922 円を収入した。 今後は、このようなことがないよう、総務局財産経営部財産経営課が毎年実施する財産取扱主任研修会に当課職員を参加させることにより、神奈川県県有財産規則等の変更点や当課に係りのある事項を把握するとともに、その情報を課内で共有し、

			複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県畜産 技術センター	令和6年9月 13日（令和6 年1月22日職 員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の使用許可（許可期間：令和5年3月6日から令和9年3月31日まで）に係る令和4年度分の使用料1件、414円について、調定を行っていなかった。	不適切事項については、平成30年12月12日付け財産経営課長通知「行政財産の使用許可等の申請漏れの共架電線等の使用料等の徴収に係る対応について」の理解不足によるものであり、不足分については令和7年2月25日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、同通知に係る正しい理解を共有するとともに、例外的な事例については、関係する通知や神奈川県県有財産規則等を起案に添付し、複数職員による確認を十分に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。